

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2020年対策 解けばわかる！社労士問題集

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年対策 解けばわかる！社労士問題集（2019年8月26日 第2版発行）

ISBN 978-4-86486-680-4

第1部 労働関係科目					
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後	
労基	97	D (+α)	<ul style="list-style-type: none"> 賃金台帳 →最後の記入をした日 賃金その他労働関係に関する書類 →その完結の日 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金台帳 →最後の記入をした日（当該記録に係る賃金の支払期日の方が遅い場合には、当該賃金支払期日） 賃金その他労働関係に関する重要な書類 →その完結の日（当該記録に係る賃金の支払期日の方が遅い場合には、当該賃金支払期日） 	
	98	イ	2年間	3年間	
	101	解答C	③ 2年以内	⑬ 3年以内	
	101	問題の2 解答DE	削除		
雇用	262	問題の1	教育訓練を受けた場合	教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合	
	263	問題の6 解答DE	削除		
	316	—	問題38～45のタイトル「教育訓練給付・雇用継続給付」が、「教育訓練給付・雇用継続給付・育児休業給付」となります。 ※法改正により、雇用継続給付から育児休業給付金が除かれ、雇用継続給付とは別に育児休業給付（育児休業給付金）が設けられました。		
	326 327	D	削除		
	333	C (解けばわかる)	失業等給付	失業等給付等	
	335	国庫の負担の割合	④ 雇用継続給付	④ 雇用継続給付・育児休業給付	
	335	国庫の負担の割合	左記負担割合の100分の55	左記負担割合の100分の10（令和3年度まで）	
	343	時効	失業等給付	失業等給付等	
	344	問題52	削除		

徴収	356	D	労働保険の適用事業所の事業主であれば、社会保険適用事業所の事業主でなくても、保険関係成立届の提出を年金事務所を経由して行うことができる。	改正により削除
	357	D	保険関係成立届、変更事項の届出等の規定により事業主（「社会保険適用事業所の事業主」に限る。）が所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対して行う届書であって有期事業以外の事業に係るものの提出は、年金事務所（日本年金機構法の年金事務所をいう。）を経由して行うことができる。	
徴収	394 395	エ	削除	
労一	441	問題 2	その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長	その主たる <u>事業所</u> の所在地を管轄する公共職業安定所長

第 2 部 社会保険関係科目

科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
社一	806	C	61 万円	63 万円
	813	E	62 万円	64 万円